２　勧告の考え方

(1)　本年の給与較差等に基づく給与改定について

　　　ア　本年の民間との月例給較差

本年４月時点における職員と「民調」に基づく民間従業員との給与水準について、ラスパイレス方式を用いて、給与決定の主要な要素である役職段階や年齢、学歴を同じくする者同士を比較したところ、職員給与が民間給与を188円（0.05％）下回っていることが明らかになった。　（資73頁：第27表）

イ　給与較差の解消について

本年の月例給の較差は188円（0.05％）と小さく、給料表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、従来から月例給の改定を見送っており、本年についても同様の事情が認められることから、月例給の改定を見送ることが妥当と判断した。

ウ　期末・勤勉手当について

本委員会は、民間における賞与及び臨時給与など特別給について、前年８月から当年７月までの１年間に支給された支給状況を調査して、同期間における民間の支給割合（月数）を算出し、これを職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を勧告している。

本年の「民調」において、民間における特別給の合計額が月例給の4.32月分にあたることが明らかになったことから、民間の特別給との均衡を図るため、現在、年間平均支給月数が4.45月分となっている職員の期末・勤勉手当を0.15月分引き下げ、年間4.30月分とする必要があると判断した。

（資９頁：第12表、資71頁：第22表）

引下げに当たっては、民間において一定額（率）分と考課査定分とが概ね同等の割合であることを踏まえ、期末手当から差し引くこととした。

本年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和４年度以降においては、６月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給割合を定めることとした。　　　　　　　　　　　　　　　　　（資71頁：第23表）

また、指定職給料表適用職員、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給割合を引き下げることとした。

(2)　初任給調整手当の支給について

初任給調整手当の支給対象とするには、人材確保上の必要性が求められるところ、獣医師については、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、近年、他府県において処遇改善が相次いで実施されており、相対的に本府の処遇が低下している。

こうした状況のなか、獣医師職選考における受験者の確保は今後より一層困難となることが確実であることから、知事から本委員会に対して、獣医師の処遇改善について要請があったところである。

この要請を踏まえ、全国の人事委員会に対する調査において、令和３年４月時点で39道府県が獣医師に対し初任給調整手当を支給している状況や本府における獣医師の採用状況を考慮し、令和４年４月から獣医師に対し初任給調整手当を支給する必要があると判断した。

支給に当たっては、既に初任給調整手当を支給している近隣府県の状況や当該措置が人材の確保を目的に行うものであること等を踏まえ、月額35,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から15年以内の期間、採用の日から１年を経過するごとにその額を減じて支給することとした。